

第五十三号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平26総省令52・一部改正)

(その一)

裁 年 月 日	定 日
記 番	号 号
第	号
発 年 月 日	送 日

一時扶助料金額計算書 公務員退職（死亡）当時の階級・官職名_____ 公務員の氏名_____ 公務員との続柄_____氏名_____ 明・大・昭 年 月 日生			
退 職 年 月 日	昭和 年 月 日	退職の事由	
死 亡 年 月 日	昭和 年 月 日		
一時扶助料金額の算出の基礎となる在職年数	年		
一時扶助料金額の算出の基礎となる俸給月額	円 銭		
一時扶助料金額	円		
調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。 年 月 日 総務大臣 殿 (官 職) 印			

(その二)

在 職 年 内 訳

実在職年						
公 務 員 区 分	始	終	期	年 月 日		
	昭和	年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
合計 年 月 日						
加算年						
公務員区分	始	終	期	事 由	年 月 日	
	昭和	年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
合計 年 月 日						
除算年						
公務員区分	始	終	期	事 由	年 月 日	
	昭和	年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
合計 年 月 日						
総計 年 月 日						
退 職 当 時 の 俸 給 年 額 内 訳						
本 俸 年 (月) 額				加 俸 年 (月) 額		
円 銭				円 銭		
円 銭				円 銭		
合計 (年額) 円 銭				合計 (年額) 円 銭		
総計				円 銭		